

証券コード 7318
電子提供措置の開始日 2026年6月2日
発送日 2026年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区錦一丁目5番11号
セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO 竹 内 在

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.serendip-c.com/ir/stock/meeting.php>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ中段のドロップダウンから「第21回定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7318/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セレンディップ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7318」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時00分
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③ 連結計算書類の「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤ 計算書類の「個別注記表」

したが、いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 節電の取り組みの一環として、当日は会場を適切な室温に設定させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本株主総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ご利用の場合、URLもしくはコードよりご参加ください。ただし、オンライン参加の場合、本総会当日に議決権行使及びご発言を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面により、事前に議決権行使をお願いいたします。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_fQbYAKxQR3Kw55E8dBKPOg



事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善し、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されている一方、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響、世界的な金融引き締め・中国経済の先行き懸念など海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクが継続する中で、米国の各種対外政策の発動によって経営環境は、より先行きが不透明な状況となっております。

当社グループは、M&Aによる事業承継を通じて日本の中堅・中小製造業を世界に誇れる100年企業とするため、「M&A実行」「経営管理」

「モノづくり」の3つの基盤からなる「モノづくり事業承継プラットフォーム」を構築し、事業承継のトータルソリューションカンパニーとして、プロ経営者の輩出と、「経営の近代化」を通じて経営革新をはかり、日本のモノづくりの未来を創造しております。併せて、中堅・中小企業への投資やフィナンシャル・アドバイザリーで、中堅・中小企業の円滑な事業承継と企業価値向上を実現するための「インベストメント事業」を展開しております。

当社グループの事業領域である「モノづくり」におきましては、米国の通商政策の影響は内在するものの、米国向け自動車輸出には持ち直しの動きが確認され自動車メーカーの国内生産は引き続き高水準で推移しております。

このような状況のもと、当社グループは、社会環境や産業構造の急激な変化を敏感に察知して、時代にフィットする「経営の近代化」を実現するため、経営執行にコミットしたプロ経営者をチームで派遣し現場・財務・経営の見える化を徹底し、バックオフィスの生産性向上や製造現場での幅広いITの活用に取り組み、ムリ・ムダ・ムラの排除を実施してまいりました。

当社グループのもう一つの事業領域である中堅・中小企業の「事業承継」におきましては、中堅・中小企業の事業承継問題が深刻化する中で、事業承継手段としてのM&Aニーズ（譲渡ニーズ）が一段と増加しており、当連結会計年度において、1件のグループインM&A（サーテックカリア・グループ）を実行しており、業績は第3四半期連結会計期間より連結損益計算書に取り込んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は51,163,634千円（前期比103.6%増）、営業利益は2,189,860千円（同198.1%増）、営業外収益に「為替差益」333,754千円及び「受取補償金」194,139千円、営業外費用として借入等に係る「営業外支払手数料」147,519千円等を計上したため経常利益は2,418,495千円（同229.0%増）、M&A実行により発生した「負ののれん発生益」3,068,987千円等で親会社株主に帰属する当期純利益は4,147,520千円（同98.6%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

モノづくり事業には、セレンディップ・オートモーティブ株式会社、三井屋工業株式会社、エクセル・グループ、ユニクレア株式会社、天竜精機株式会社、株式会社アペックス（※）、株式会社レディーバード及びサーテックカリヤ・グループのモノづくり企業が含まれております。なお、前期に株式を取得し連結子会社化した株式会社イワキ（現ユニクレア株式会社。2025年4月1日付で佐藤工業株式会社と合併）及びエクセル・グループの業績は、当連結会計年度においては、期首から取り込んでおります。

（※）株式会社アペックス及び当社の連結子会社であった株式会社トライシスは、2025年10月1日付で合併しております。

「オートモーティブサプライヤー（自動車内外装部品製造、自動車精密部品製造）」におきましては、米国の通商政策の影響は内在するものの、米国向け自動車輸出には持ち直しの動きが確認され自動車メーカーの国内生産は引き続き高水準で推移しております。また、サーテックカリヤ・グループの業績を第3四半期連結会計期間より連結損益計算書に取り込んでおります。

「F A装置製造」におきましては、期初より主要顧客の設備投資が大幅に回復するまでには至っておらず、受注確定に遅れが生じておりましたが、一部で回復の兆しが見えてきております。

「試作品製作」におきましては、グループ間シナジーによる販路拡大等により、受注は順調に進捗しております。

この結果、モノづくり事業の売上高は49,052,347千円（前期比109.4%増）、セグメント利益は2,093,903千円（同198.3%増）となりました。なお、サーテックカリヤ・グループの株式取得関連費用295,851千円は、当セグメントに計上しております。

プロフェッショナル・ソリューション事業には、当社、セレンディップ・テクノロジーズ株式会社（※1）及びセレンディップ・ロボクロス株式会社（※2）が含まれております。

（※1）2026年4月1日付で、アクストリア株式会社に商号変更し、当社D Xコンサルティング事業に係る業務をアクストリア株式会社に統合いたしました。

（※2）2025年8月1日付で、セレンディップ・ロボクロスマーケティング株式会社から商号変更し、当社R X事業に係る業務をセレンディップ・ロボクロス株式会社に統合いたしました。

「コンサルティング」におきましては、事業承継課題や経営課題を抱える中堅・中小企業が今後益々増加していく社会的背景があり、中堅・中小

モノづくり企業から事業承継案件、事業再生案件の当社への持ち込みが増加しております。また、基幹システムの再構築需要等により、ITコンサルティングのニーズが増加していることに伴い、当社コンサルティング事業部の売上は前期比29.3%増と伸長し、当セグメントの増収要因となりました。一方で、経営課題を抱える中堅・中小企業の課題解決・成長に更に寄与するための積極的な人材採用を継続的に実施しております。

「エンジニア派遣・受託開発」におきましては、中堅・中小企業の成長を支援するため、経営基盤の強化、エンジニアのリスクリング強化、当セグメントの成長に寄与するため当社コンサルティング事業部との連携による新しいIoTソリューションの開発とDXに注力しております。

この結果、プロフェッショナル・ソリューション事業の売上高は2,772,019千円（前期比28.7%増）、セグメント利益は124,811千円（同747.8%増）となりました。

インベストメント事業には、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社が含まれております。

従来から、事業承継問題に機動的に対応すべく、案件の発掘・開拓に注力して参りました。モノづくり企業を中心とした再生型事業承継支援サービス、フィナンシャル・アドバイザー等の企業経営サポートを積極的に進めております。また、2023年2月に組成した「日本ものづくり事業承継基金1号投資事業有限責任組合」からの管理業務に伴う報酬の受取も発生しておりますが、一部案件において成約時期が翌期に後ろ倒しとなった影響等により、減収減益となりました。

この結果、インベストメント事業の売上高は146,325千円（前期比23.7%減）、セグメント損失は28,854千円（前期はセグメント利益23,261千円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第20期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第21期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
モノづくり事業	23,430,229千円	93.3%	49,052,347千円	95.9%	+25,622,117千円	+109.4%
プロフェッショナル・ ソリューション事業	2,154,052	8.6	2,772,019	5.4	+617,966	+28.7
インベストメント事業	191,737	0.8	146,325	0.3	△45,412	△23.7
調整額	△651,423	△2.6	△807,057	△1.6	△155,633	—
合計	25,124,596	100.0	51,163,634	100.0	+26,039,038	+103.6

(注) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,710,224千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

三井屋工業株式会社（モノづくり事業）	生産設備
エクセル・グループ（モノづくり事業）	生産設備
サーテックカリヤ・グループ（モノづくり事業）	生産設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

三井屋工業株式会社（モノづくり事業）	設備増強
--------------------	------

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として8,800,000千円の調達を行いました。また、資金需要に対して安定的かつ機動的な資金調達体制を構築することを目的として、主要取引金融機関と総額3,500,000千円のコミットメント契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2025年7月1日付で、サーテックカリヤ・グループの株式をSPC（セレンディップSPC2号株式会社）を通じて取得し、同社は当社の連結子会社となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (2024年3月期)	第 20 期 (2025年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	15,195,426	19,787,230	25,124,596	51,163,634
経 常 利 益 (千円)	347,378	595,993	735,103	2,418,495
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	312,504	518,835	2,088,163	4,147,520
1株当たり当期純利益 (円)	17.88	29.62	115.63	227.28
総 資 産 (千円)	16,168,722	20,271,834	32,241,822	57,655,249
純 資 産 (千円)	4,490,211	6,159,616	8,132,027	17,063,171
1株当たり純資産 (円)	259.73	341.15	442.27	741.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、2025年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社) 天竜精機株式会社	63,000千円	100%	F A装置製造 (モノづくり事業)
(連結子会社) 三井屋工業株式会社	75,000千円	100%	自動車内外装部品製造 (モノづくり事業)
(連結子会社) セレンディップ・テクノ ロジーズ株式会社	37,500千円	100%	設計・開発・ITエンジニア派遣、 ソフトウェア開発 (プロフェッショナル・ソリューション事業)
(連結子会社) セレンディップ・フィナンシャル サービス株式会社	5,500千円	100%	投資、フィナンシャル・アドバイザー (インベストメント事業)
(連結子会社) 株式会社アペックス	100,000千円	100%	開発段階における試作品製作、 ゲーム・アプリ・電子玩具を中心としたIT業務の受託開発 (モノづくり事業)
(連結子会社) 株式会社レディーバード	112,000千円	100%	業務用美容機器開発・製造・販売 (モノづくり事業)
(連結子会社) セレンディップ・ロボ クロス株式会社	50,000千円	100%	協働ロボットの販売及びレンタル、 協働ロボット導入支援 (プロフェッショナル・ソリューション事業)
(連結子会社) ユニクレア株式会社	98,800千円	100% (※)	自動車精密部品製造 (モノづくり事業)
(連結子会社) エクセル株式会社	80,000千円	100% (※)	樹脂加工製品の企画、販売、グ ローバル購買/調達、物流 (モノづくり事業)
(連結子会社) EXCELL USA, INC.	5,000千US \$	100% (※)	北米における樹脂加工製品の製 造、販売 (モノづくり事業)
(連結子会社) THAI EXCELL MANUFACTURING Co., Ltd	103,000千THB	100% (※)	東南アジアにおける樹脂加工製 品の製造、販売 (モノづくり事業)
(連結子会社) DALIAN EXCELL MANUFACTURING Co., Ltd	19,730千RMB	100% (※)	中国における樹脂加工製品の製 造、販売 (モノづくり事業)
(連結子会社) EXCELL CZECH s. r. o.	37,500千CZK	100% (※)	欧州における樹脂加工製品の製 造、販売 (モノづくり事業)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社) 株式会社サーテックカリヤ	100,000千円	100% (※)	めっき・表面処理加工 (モノづくり事業)
(連結子会社) 東海化工機株式会社	10,000千円	65.6% (※)	表面処理装置の設計、製作 、施工 (モノづくり事業)
(連結子会社) Surteckariya Vietnam Co., Ltd.	145,974,000 千VND	100% (※)	東南アジアにおける金属めっき 業 (モノづくり事業)
(連結子会社) PT. Surteckariya Indonesia	142,914,518 千IDR	95.9% (※)	東南アジアにおける金属めっき 業 (モノづくり事業)
(連結子会社) Surtec Philippines Inc.	136,505千PHP	94.5% (※)	東南アジアにおける金属めっき 業 (モノづくり事業)
(連結子会社) Surtec & Suzuki Technology Mexicana, S. A. DE C. V.	351,557千MXN	84.6% (※)	中南米における金属めっき業 (モノづくり事業)
(連結子会社) Surteckariya (Thailand) Co., Ltd.	112,000千THB	70% (※)	東南アジアにおける金属めっき 業 (モノづくり事業)
(連結子会社) Surtec & Plamex Co., Ltd.	168,000千THB	66.7% (※)	東南アジアにおける金属めっき 業 (モノづくり事業)
(持分法適用関連会 社) 日本ものづくり事業承 継投資株式会社	20,000千円	50% (※)	ファンド運営業務 (インベストメント事業)

- (注) 1. 2025年7月1日付で、サーテックカリヤ・グループの株式をS P C (セレンディップS P C 2号株式会社) を通じて取得し、同社は当社の連結子会社となりました。
2. 当社は、2025年4月1日付で、連結子会社であった株式会社イワキを、同じく当社の連結子会社である佐藤工業株式会社を存続会社とする吸収合併を実施しております。佐藤工業株式会社はユニクレア株式会社に商号を変更しております。
3. 当社は、2025年8月1日付で、連結子会社であったエクセルホールディングス株式会社・株式会社エクセル製作所・株式会社エクセルエンジニアリング・株式会社エクセル・ロジスティクスを、同じく当社の連結子会社であるエクセル株式会社を存続会社とする吸収合併を実施しております。
4. 当社は、2025年10月1日で、連結子会社であった株式会社トラインスを、同じく当社の連結子会社である株式会社アペックスを存続会社とする吸収合併を実施しております。
5. 議決権比率欄の※印は、子会社による間接保有も含めた保有割合であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aによる事業承継を通じて傘下に収めた子会社の中長期的な成長を実現し、グループ全体の企業価値向上を図るビジネスモデルを基本としております。このビジネスモデルを持続的に発展させていくため、子会社における既存事業の成長及びソリューション拡充に向け、以下の課題に注力してまいります。

① M&A対象企業の発掘及び事業成長の実現

当社グループにとって、成長の源泉となる良質なM&A案件の継続的な発掘及び、M&A後における事業成長の実現は最重要課題の一つであります。

M&A案件の検討に際しては、金融機関、M&A仲介会社等の多様なリソースを活用しつつ、対象企業の事業内容・収益力に関する精緻な分析に加え、M&A後の成長戦略、PMI戦略、グループシナジーの創出可能性等を十分に勘案した上で投資判断を行っております。

また、ターゲット案件については、当社取締役を中心とした経営層及び関係部門で構成する投資委員会において十分な審議を行い、当社グループの中長期的な成長に資するM&Aの実行に引き続き注力してまいります。

② プロ経営者の積極的採用及び育成の強化

当社グループの最も重要な経営資源は人材であり、M&A後における子会社経営の高度化及び成長戦略の遂行において、プロ経営者の確保・育成は継続的な経営課題であると認識しております。

今後も、当社グループの競争優位性を一層高めるため、経営、財務、事業運営等の分野において高い専門性を有する人材の積極的な採用を進めるとともに、既存人材の育成強化を通じて、M&A案件の成功確率向上及びグループ全体の経営力強化を図ってまいります。

③ 当社グループの一体化及び意思統一

当社グループは、M&Aを通じてグループ会社を拡大し、成長を実現してきたビジネスモデルを基本としていることから、各社の歴史や企業文化の違いに起因する価値観の相違が生じる可能性があります。そのため、グループ全体が同一の目標に向かって一体的に事業運営を行うための体制構築は重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対応するため、各社横断的な会議体やコミュニケーションの場を設け、相互理解と信頼関係の構築に努めるとともに、年1回の方針説明会の開催等を通じてグループ方針の共有と意思統一を図り、グループ経営の高度化を推進してまいります。

④ 販売チャネルの拡大

当社グループは、グループ会社間で経営層・マネジメント層を兼任させることで、子会社各社にとっては新規となりうる顧客に対して総合的な提案を実施することにより新たな販路、新製品の開発・製造を実施し、販売チャネルの拡大を実行してまいります。

⑤ グローバル展開への対応力強化

当社グループは、成長機会の一つとして、海外市場を含めた事業展開を推進しております。

この取り組みを継続・強化していくため、業務提携・技術提携、新たな販売先・仕入先の開拓に加え、グローバル事業を推進するための人材確保やネットワーク構築等が重要な課題であると考えております。

⑥ 新市場への挑戦、技術革新及び現場改革

当社グループの一部子会社が属する自動車関連産業においては、環境規制の強化を背景とした電動化の進展、自動運転技術の高度化、コネクティッド技術の普及などにより、事業環境が大きく変化しております。加えて、製品・サービスの提供方法や競争環境も継続的に変化しており、企業には柔軟かつ迅速な対応が求められています。

こうした環境変化を成長機会と捉え、新市場への挑戦、新技術の導入及び生産・業務プロセスにおける現場改革に積極的に取り組むことで、事業競争力の強化を図ってまいります。

⑦ 財務体質の改善

当社グループは、M&A実行に際し、各子会社の正常収益力を前提としたLBOファイナンス等により資金調達を行っているため、有利子負債比率が相対的に高い水準にあります。

今後は、各子会社におけるEBITDAの向上による財務基盤の強化に加え、事業環境や成長ステージに応じた多様な資金調達手法を検討・活用することで、財務体質の更なる強化と財務の健全性向上に努めてまいります。

⑧ 内部統制の充実

当社グループは、国内外のグループ会社を含めた企業経営の透明性確保及び開示情報の正確性向上、ならびに各国・地域における法令等の遵守を徹底するため、グローバルベースでの内部統制システムの整備・運用を継続的に推進しております。

今後も、事業領域や地域の拡大に対応した内部管理体制の高度化に取り組み、グループ全体の持続的な成長と企業価値向上を支える経営基盤の構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社24社により構成され、「モノづくり事業」、「プロフェッショナル・ソリューション事業」及び「インベストメント事業」を行っております。

事業別の事業内容及び主要な製品・サービスは以下のとおりであります。

事業区分	事業内容	主要な製品・サービス	グループ会社名
モノづくり事業	オートモーティブサプライヤー	自動車内外装部品 (ラゲージルーム内装部品、フェンダーライナー・リアホイールハウスライナー等外装部品)	三井屋工業(株)
		自動車精密部品 (オートマチック機能部品、プレス・溶接加工)	快進オートモーティブ(株) ユニクレア(株)
		自動車内装部品 (ダクト等の樹脂成型品の開発・製造)	セレンディップ・オートモーティブ(株) エクセル・グループ
		自動車部品へのめっき・表面処理加工	セレンディップ S P C 2 号(株) サーテックカリヤ・グループ
	F A 装置製造	コネクタ自動組立機 電池関連自動組立機 クリームはんだ印刷機	天竜精機(株)
	試作品製作	開発段階における試作品製作	(株)アペックス
	ビューティーテック	業務用美容機器開発・製造・販売	(株)レディーバード
プロフェッショナル・ソリューション事業	プロ経営者派遣	事業承継、事業再生等	当社 セレンディップ・ロボクロス(株)
	経営コンサルティング	経営・IT・現場改善(DXツール提供・協働ロボット導入支援等)コンサルティング	
	エンジニア派遣受託開発	設計・開発・ITエンジニア派遣 ソフトウェア開発	セレンディップ・テクノロジーズ(株)
インベストメント事業	投資・M&A関連	共同投資、ファンド フィナンシャル・アドバイザー	セレンディップ・フィナンシャルサービス(株)

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社：愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号

東京オフィス：東京都品川区大崎一丁目6番1号

② 子会社

天 竜 精 機 株 式 会 社	本社及び工場：長野県駒ヶ根市
ユ ニ ク レ ア 株 式 会 社	本社及び工場：愛知県あま市 三重事業所：三重県津市
三 井 屋 工 業 株 式 会 社	本社工場及び篠原工場：愛知県豊田市 東北工場：山形県米沢市
セ レ ン デ ィ ッ プ ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市中区
セ レ ン デ ィ ッ プ ・ フ ィ ナ ン シ ャ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市中区
株 式 会 社 ア ベ ッ ク ス	本社及び工場：東京都八王子市
株 式 会 社 レ デ ィ ー バ ー ド	本社：東京都港区 工場：東京都荒川区
セ レ ン デ ィ ッ プ ・ ロ ボ ク ロ ス 株 式 会 社	本社：名古屋市中区
エ ク セ ル 株 式 会 社	本社：東京都中央区 工場：群馬県桐生市
株 式 会 社 サ ー テ ッ ク カ リ ヤ	本社及び工場：愛知県刈谷市

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナル・ソリューション事業	153 (6) 名	10名減 (3名増)
インベストメント事業	— (—)	—名増 (—名増)
モノづくり事業	2,998 (473)	2,056名増 (443名増)
全社(共通)	34 (2)	17名増 (—名増)
合計	3,185 (481)	2,063名増 (446名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、契約社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前連結会計年度末と比べて2,063名増加しておりますが、その主な理由は、2025年7月1日付で株式会社サーテックカリヤを連結子会社としたためであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68(6)名	2名増(3名増)	42.2歳	3.0年

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	8,475,014千円
碧海信用金庫	2,924,483
株式会社大垣共立銀行	2,305,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 52,000,000株
 ② 発行済株式の総数 19,062,316株

(注) 1. 当社は、2025年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は、14,293,437株増加しております。

2. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年12月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は39,000,000株増加し、52,000,000株となりました。
3. 譲渡制限付株式の付与、およびストック・オプション権利行使に伴う新株発行により、発行済株式の総数は56,856株増加しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)3名、取締役(監査等委員。社外取締役を除く。)1名、執行役員7名、従業員56名に対して、譲渡制限付株式の付与のため、2025年7月23日付で普通株式52,456株を発行いたしました。

- ③ 株主数 4,089名
 ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
竹内 在	2,872,360株	15.80%
高村 徳康	2,864,144	15.76
諸戸グループマネジメント株式会社	1,800,000	9.90
ネクストシーケンス合同会社	1,200,000	6.60
一徳合同会社	1,200,000	6.60
セレンディップグループ従業員持株会	680,360	3.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	419,473	2.31
竹内 弘一	248,400	1.37
株式会社SBI証券	214,053	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	192,400	1.06

(注) 1. 当社は、自己株式を885,540株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	当社普通株式 11,840株	3名
取締役（監査等委員）	当社普通株式 252株	1名

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	セレンディップ・ホールディングス株式会社（第1回）新株予約権
発行決議日		2018年11月9日	2020年7月20日
新株予約権の数		500個	1,060個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 42,400株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 17,520円 (1株当たり 438円)	新株予約権1個当たり 18,000円 (1株当たり 450円)
権利行使期間		2020年11月12日から 2028年11月8日まで	2022年8月1日から 2030年6月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 950個 目的となる株式数 38,000株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 110個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 2名

		セレンディップ・ホールディングス株式会社(第2回)新株予約権	セレンディップ・ホールディングス株式会社(第3回)新約予約権
発行決議日		2023年6月27日	2024年6月28日
新株予約権の数		206個	176個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 82,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 70,400株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 136,400円 (1株当たり 341円)	新株予約権1個当たり 169,200円 (1株当たり 423円)
権利行使期間		2026年7月12日から 2031年7月11日まで	2027年7月25日から 2032年7月24日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 187個 目的となる株式数 74,800株 保有者数 3名	新株予約権の数 164個 目的となる株式数 65,600株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 7,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 4,800株 保有者数 1名

	セレンディップ・ホールディングス 株式会社（第4回）新株予約権	
発行決議日	2025年6月25日	
新株予約権の数	95個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 38,000株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 360,800円 (1株当たり 902円)	
権利行使期間	2028年7月23日から 2033年7月22日まで	
行使の条件	(注) 3	
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 89個 目的となる株式数 35,600株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要します。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りではありません。
2. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、当社の関係会社管理規程に定める子会社の取締役及び執行役員のうち当社が指定する者、その他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、役員の任期満了による退任、定年退職、当社の社命による転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合はその限りではありません。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとします。
- ③新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならないものとします。
- ④新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権者の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の

営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとします。

3. ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められません。
 - ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
 - ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
4. 当社は、2021年3月10日付で普通株式1株につき10株の割合で、また2025年12月1日付で1株を4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。
- ③その他新株予約権等の状況
- 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O	竹 内 在	天竜精機株式会社 取締役 ユニクレア株式会社 取締役 三井屋工業株式会社 取締役 セレンディップ・テクノロジーーズ株式会社 (現 アクストリア株式会社) 取締役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式 会社 取締役 株式会社アベックス 取締役 株式会社レディーバード 取締役 セレンディップ・ロボクロス株式会社 取締役 エクセル株式会社 取締役 株式会社サーテックカリヤ 取締役 セレンディップ・オートモーティブ株式会社 取締役 エムジーホールディングス株式会社 社外取締 役 株式会社エスネットワークス 社外取締役 (監 査等委員)
取 締 役 C I O	高 村 徳 康	セレンディップ・フィナンシャルサービス株式 会社 代表取締役 株式会社ケイズコーポレーション 社外監査役 日本ものづくり事業承継投資株式会社 代表取 締役
取 締 役 C F O	北 村 隆 史	天竜精機株式会社 取締役 株式会社レディーバード 取締役 エクセル株式会社 取締役 株式会社サーテックカリヤ 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 山 一 彦	天竜精機株式会社 監査役 ユニクレア株式会社 監査役 三井屋工業株式会社 監査役 セレンディップ・テクノロジーーズ株式会社 (現 アクストリア株式会社) 監査役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式 会社 監査役 株式会社アベックス 監査役 株式会社レディーバード 監査役 セレンディップ・ロボクロス株式会社 監査役 エクセル株式会社 監査役 株式会社サーテックカリヤ 監査役 セレンディップ・オートモーティブ株式会社 監査役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 松 高 男	村松税理士事務所 所長 グローブライド株式会社 社外取締役 (監査等 委員) ベステラ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 豪	株式会社五十嵐電機製作所 社外取締役 (監査 等委員) 将来宇宙輸送システム株式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 詰 水 音	TXL法律事務所

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 村松高男氏、山口豪氏及び橋詰水音氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西山一彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 村松高男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 橋詰水音氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 村松高男氏、山口豪氏及び橋詰水音氏を、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在の執行役員は、上記の取締役兼務者3名を含む下記の13名であります。

役 名	氏 名	職 名
社長執行役員	竹 内 在	セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO
執行役員	高 村 徳 康	セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役CIO
執行役員	北 村 隆 史	セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役CFO
執行役員	岩 田 正 樹	天竜精機株式会社 代表取締役社長
執行役員	高 橋 直 輝	三井屋工業株式会社 代表取締役社長 エクセル株式会社 代表取締役社長 セレンディップ・オートモーティブ株式会社 代表取締役社長
執行役員	森 博 和	セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 (現 アクストリア株式会社) 代表取締役社長
執行役員	本 多 伸 彦	株式会社アベックス 代表取締役社長

役名	氏名	職名
執行役員	時田知幸	ユニクレア株式会社 代表取締役社長
執行役員	和田正信	セレンディップ・ロボクロス株式会社 代表取締役社長
執行役員	梅下翔太郎	セレンディップ・ホールディングス株式 会社 投資本部担当
執行役員	小谷和央	セレンディップ・ホールディングス株式 会社 ファンド事業部担当
執行役員	藤井彰一	セレンディップ・ホールディングス株式 会社 業務改善推進本部担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を一定の範囲で保険者が補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役並びに執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月28日開催の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イ.において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして機能するよう、取締役の職責に応じた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各々の職務と責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬及び業績等により支給することがある非金銭的報酬により構成することとする。

ii) 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、原則として月例の固定報酬とし、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

iii) 非金銭的報酬の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭的報酬は、事業年度ごとの業績を勘案しストック・オプション及び譲渡制限付株式報酬等を付与するものとし、各取締役に付与する数の算定は、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

iv) 固定報酬、非金銭的報酬の取締役の個人別の額や数に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬及び非金銭的報酬の割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に資する適切な支給割合とするものとする。

v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額等については、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長が、各取締役の役位、職務と責任、業績等を総合的に勘案し、監査等委員会の意見を聴取した上で、取締役の固定報酬の額及び非金銭的報酬の数等を決定する権限を有するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	77,999 (-)	70,380 (-)	- (-)	7,619 (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,568 (9,000)	16,200 (9,000)	- (-)	368 (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	94,567 (9,000)	86,580 (9,000)	- (-)	7,987 (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する株主総会の決議は、2024年6月28日開催の定時株主総会において報酬限度額は年額200,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
- また、2025年6月25日開催の定時株主総会において、上記の報酬額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員を除く。社外取締役は付与対象外）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額10,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
3. 当社取締役（監査等委員）の報酬等に関する株主総会の決議は、2024年6月28日開催の定時株主総会において報酬限度額は年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員）の員数は4名です。
- また、2025年6月25日開催の定時総会において、上記の報酬額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員。社外取締役は付与対象外）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額10,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員）の員数は1名です。
4. 非金銭報酬等として、2025年6月25日開催の取締役会決議に基づき、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）及び取締役（監査等委員。社外取締役を除く）に対し譲渡制限付株式報酬及びストックオプションとしての新株予約権を付与しました。当該譲渡制限付株式報酬の内容及び当該ストックオプションの内容は、前記(1)「株式の状況」⑤「当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」及び前記(2)「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
5. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬及びストックオプションとしての新株予約権を金銭報酬債権として当事業年度に費用計上した額であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長兼CEO竹内在氏に対し社外取締役を除く各取締役の職務の内容、業績の達成度及び当社への貢献度等を踏まえた報酬の額及び各社外取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役（監査等委員）村松高男氏は、村松税理士事務所所長であります。また、同氏はグローブライド株式会社社外取締役（監査等委員）及びベステラ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）山口豪氏は、株式会社五十嵐電機製作所社外取締役（監査等委員）及び将来宇宙輸送システム株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）橋詰水音氏は、TXL法律事務所弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	村松 高男	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に、また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の会計・税務処理について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山口 豪	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に、また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。 主に自動車産業に置ける各種技術の戦略構築及び開発に関する豊富な経験と知見を活かし必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	橋詰 水音	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に、また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、リスクマネジメント等で必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当社グループの女性活躍推進活動等にも助言いただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 五十鈴監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,125千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	36,625千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合

計額を記載しております。

2. 会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続に対する対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人五十鈴監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。現在、当社グループは引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施しておりません。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。また、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。なお、内部留保資金につきましては、今後の事業展開において持続的成長に向けた積極的な投資に振り向けてまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,824,099	流動負債	24,761,683
現金及び預金	13,583,533	支払手形及び買掛金	7,737,528
受取手形、売掛金及び契約資産	8,544,538	電子記録債務	1,443,957
営業投資有価証券	80,000	短期借入金	5,800,000
商品及び製品	1,190,183	1年内返済予定の長期借入金	4,022,558
仕掛品	619,235	未払金	1,239,575
原材料及び貯蔵品	3,141,913	未払費用	852,017
未収入金	584,411	前受金	1,537,976
その他	1,175,308	未払法人税等	610,217
貸倒引当金	△95,025	未払消費税等	263,205
固定資産	28,831,150	賞与引当金	775,972
有形固定資産	22,802,860	製品保証引当金	6,156
建物及び構築物	21,279,587	受注損失引当金	5,841
機械装置及び運搬具	34,249,448	設備関係支払手形	21,816
工具、器具及び備品	14,586,524	その他	444,860
土地	9,613,699	固定負債	15,830,393
リース資産	491,316	長期借入金	13,011,498
建設仮勘定	881,104	環境対策引当金	314,400
減価償却累計額	△58,298,820	役員退職慰労引当金	137,498
無形固定資産	984,755	退職給付に係る負債	784,095
ソフトウェア	61,654	繰延税金負債	1,165,890
のれん	890,149	その他	417,010
その他	32,952	負債合計	40,592,077
投資その他の資産	5,043,533	(純資産の部)	
投資有価証券	2,974,786	株主資本	11,053,385
関係会社株式	76,804	資本金	1,164,615
長期前払費用	384,066	資本剰余金	2,219,115
退職給付に係る資産	661,507	利益剰余金	7,947,123
保険積立金	513,352	自己株式	△277,468
繰延税金資産	107,414	その他の包括利益累計額	2,432,998
その他	392,966	その他有価証券評価差額金	1,090,640
貸倒引当金	△67,363	退職給付に係る調整累計額	62,926
資産合計	57,655,249	為替換算調整勘定	1,279,430
		新株予約権	40,794
		非支配株主持分	3,535,993
		純資産合計	17,063,171
		負債純資産合計	57,655,249

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		51,163,634
売上原価		43,272,831
売上総利益		7,890,803
販売費及び一般管理費		5,700,942
営業利益		2,189,860
営業外収入		
受取配当金	32,931	
受取替補償	89,537	
受取の利益	333,754	
受取の利益	194,139	
受取の利益	137,359	787,723
営業外費用		
支払利息	313,954	
支払手数料	543	
支払手数料	147,519	
支払手数料	47,249	
支払手数料	49,821	559,088
経常利益		2,418,495
特別利益		
固定資産売却益	2,001	
補助金の収入	300,000	
のれん発生益	3,068,987	3,370,988
特別損失		
減損損失	97,064	
固定資産売却損	3,300	
固定資産売却損	2,053	
固定資産圧縮損	296,121	
投資有価証券評価損	99,999	
貸倒引当金繰入額	82,258	580,798
税金等調整前当期純利益		5,208,685
法人税、住民税及び事業税	885,821	
法人税等調整額	30,774	916,595
当期純利益		4,292,089
非支配株主に帰属する当期純利益		144,569
親会社株主に帰属する当期純利益		4,147,520

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,196,207	流動負債	3,441,601
現金及び預金	744,972	買掛金	30,352
売掛金	451,511	短期借入金	1,700,000
原材料及び貯蔵品	10,318	関係会社短期借入金	974,951
前払費用	44,430	1年内返済予定の関係会社長期借入金	500,000
関係会社短期貸付金	860,000	未払金	101,397
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	100,560	未払費用	19,587
未収入金	33,413	前受金	2,885
その他	10,226	未払法人税等	13,433
貸倒引当金	△59,224	未払消費税等	35,230
固定資産	4,200,144	預り金	29,775
有形固定資産	48,714	賞与引当金	33,901
建物	58,088	その他	86
減価償却累計額	△18,071	固定負債	516,596
建物（純額）	40,016	長期借入金	500,000
工具、器具及び備品	24,474	資産除去債務	16,596
減価償却累計額	△15,777	負債合計	3,958,197
工具、器具及び備品（純額）	8,697	(純資産の部)	
無形固定資産	12,629	株主資本	2,397,359
ソフトウェア	8,012	資本金	1,164,615
ソフトウェア仮勘定	4,617	資本剰余金	1,653,586
投資その他の資産	4,138,800	資本準備金	1,099,337
関係会社株式	3,428,487	その他資本剰余金	554,249
関係会社長期貸付金	608,020	利益剰余金	△143,373
出資金	13,313	その他利益剰余金	△143,373
繰延税金資産	15,209	繰越利益剰余金	△143,373
その他	73,770	自己株式	△277,468
資産合計	6,396,351	新株予約権	40,794
		純資産合計	2,438,154
		負債純資産合計	6,396,351

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,660,184
営 業 費 用		1,617,638
営 業 利 益		42,546
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,972	
そ の 他	736	22,709
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,884	
営 業 外 支 払 手 数 料	8,269	
そ の 他	3,998	54,152
経 常 利 益		11,104
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	52,821	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,999	63,821
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△52,716
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,927	
法 人 税 等 調 整 額	△12	11,914
当 期 純 損 失 (△)		△64,631

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

セレンディップ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下 津 和 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 端 地 忠 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セレンディップ・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレンディップ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

セレンディップ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員	公認会計士	下 津 和 也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	端 地 忠 司
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セレンディップ・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事

項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果については以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、内部監査と連携して子会社の主要拠点において業務の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

セレンディップ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 西山 一彦 ㊟

監査等委員 村松 高男 ㊟

監査等委員 山口 豪 ㊟

監査等委員 橋詰 水音 ㊟

(注) 監査等委員の村松高男、山口豪及び橋詰水音は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、M&Aに関する戦略・実行・投資判断機能を集約し、意思決定の迅速化とグループシナジーの最大化を図ることで企業価値向上を推進するため、連結子会社であるセレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社のM&A仲介をはじめとする投資関連機能を当社へ移管することといたしました。これに伴い、当該事業に関連する定款の目的事項を追加するものであります。
- ② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当会社の目的は、次のとおりとする。	第2条 (現行通り)
1. 企業の成長に関わる経営支援	1. (現行通り)
2. 有料職業紹介事業	2. (現行通り)
3. 有価証券の保有、投資、運用、売買及び管理	3. (現行通り)
4. 子会社への経営指導	4. (現行通り)
5. 子会社の労務、経理、財務に関する業務の請負 (新 設)	(削 除)
(新 設)	<u>5. 企業の経営、財務、経理に関する支援、診断、調査及び研究</u>
6. 製造装置の販売及びリース並びに当該装置の導入支援	<u>6. 企業の買収、合併、事業承継、組織再編、資本提携等に関する企画立案、斡旋及び仲介</u>
7. 前各号に附帯する一切の事業	<u>7. 製造装置の販売及びリース並びに当該装置の導入支援</u>
	<u>8. 前各号に附帯する一切の事業</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	たけうち あり 在 竹内 在 (1970年11月19日)	1994年12月 ニフティ株式会社入社 1999年7月 株式会社東海総合研究所（現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社 2001年7月 SAPジャパン株式会社入社 2006年7月 日本オラクル株式会社入社 2011年4月 株式会社シンプルクス・コンサルティング（現 シンプルクス株式会社）入社 コーポレート・イノベーショングループ執行役員就任 2013年3月 当社監査役就任 2014年3月 当社代表取締役社長就任 2020年7月 当社社長執行役員就任（現任） 2023年6月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任） 重要な兼職の状況 天竜精機株式会社取締役 ユニクレア株式会社取締役 三井屋工業株式会社取締役 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社（現アクストリア株式会社）取締役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役 株式会社アベックス取締役 株式会社レディーバード取締役 セレンディップ・ロボクロス株式会社取締役 エクセル株式会社取締役 株式会社サーテックカリヤ取締役 セレンディップ・オートモーティブ株式会社取締役 エムジーホールディングス株式会社社外取締役 株式会社エスネットワークス社外取締役（監査等委員）	4,072,360株
【選任理由】 竹内在氏は、当社ホールディングス機能の経営全般及び当社グループ子会社の取締役として事業・オペレーション戦略を担っております。当社の企業価値向上及びグループとしての組織強化において、引き続きその知識・能力が必要であると考え、取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当	所 有 す る 当社の株式数
2	たか むら のり やす 高 村 徳 康 (1968年2月22日)	<p>1990年4月 岡三証券株式会社入社 1997年12月 監査法人トーマツ(現 有責任監査法人トーマツ)入社 2006年8月 当社設立 代表取締役社長就任 2006年10月 Sync Partners 株 式 会 社 設 立 代表取締役就任 2014年10月 天竜精機株式会社 取締役就任 2015年10月 佐藤工業株式会社(現 ユニクレア株式会社) 取締役就任 2016年3月 当社代表取締役会長就任 2018年8月 三井屋工業株式会社取締役就任 2018年12月 株式会社サンテクト(現 セレンディップ・テクノロジー株式会社) 取締役就任 2020年7月 株式会社エムジエック(現 セレンディップ・テクノロジー株式会社) 取締役就任 2020年7月 当社会長執行役員就任 2023年6月 当社執行役員就任(現任) 2023年6月 当社取締役C I O就任(現任)</p> <p style="text-align: center;">重要な兼職の状況</p> <p>セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社代表取締役 日本ものづくり事業承継投資株式会社代表取締役 株式会社ケイズコーポレーション社外監査役</p>	4,064,144株
<p>【選任理由】 高村徳康氏は、当社創業より代表取締役として経営を監督し、社長、会長の職において経営トップとしての手腕を発揮してきました。投資戦略及び当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要であると考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当	所 有 す る 当社の株式数
3	きたむら たかし 北 村 隆 史 (1976年4月10日)	<p>2000年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社</p> <p>2004年10月 税理士法人トーマツ入社</p> <p>2008年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社入社</p> <p>2009年2月 株式会社八神製作所入社</p> <p>2012年10月 トヨタメディアサービス株式会社（現 トヨタコネクティッド株式会社）入社</p> <p>2015年3月 有限責任監査法人トーマツ入社</p> <p>2018年6月 当社入社</p> <p>2018年8月 三井屋工業株式会社常務執行役員就任</p> <p>2022年4月 当社人事・企画部担当執行役員就任</p> <p>2023年10月 当社コーポレート企画本部担当執行役員就任</p> <p>2024年6月 当社取締役CFO就任（現任）</p> <p>2025年10月 当社経営管理本部担当執行役員就任（現任）</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>天竜精機株式会社 取締役</p> <p>株式会社レディーバード 取締役</p> <p>エクセル株式会社 取締役</p> <p>株式会社サーテックカリヤ 取締役</p>	76,108株
<p>【選任理由】</p> <p>北村隆史氏は、当社入社後、グループ会社CFOとしてM&A後のグループ会社経営に携わり、当社グループの経営に対する幅広い経験・実績・見識を有しております。現在は、当社管理部門全般の責任者として、当社のグループ経営推進とコーポレート・ガバナンス強化を推進しております。その知識・能力が当社の企業価値向上において必要と考え、取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹内在氏が所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社であるネクストシーケンス合同会社が保有する株式数を、高村徳康氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である一徳合同会社が保有する株式数も含めて記載しております。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による違法行為や、法令に反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等が発生した場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	にしやま かずひこ 西山 一彦 (1959年7月11日)	1982年4月 日興證券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2006年4月 同社名古屋企業法人部長 2017年9月 株式会社五合入社 社長室長 2018年6月 当社入社 2018年6月 当社監査役 2018年6月 佐藤工業株式会社（現 ユニクレア株式会社）監査役（現任） 2018年7月 天竜精機株式会社監査役（現任） 2018年8月 三井屋工業株式会社監査役（現任） 2018年12月 株式会社サンテクト（現 アクストリア株式会社）監査役（現任） 2020年3月 セレディップ・フィナンシャルサービズ株式会社監査役（現任） 2020年7月 株式会社エムジエック（現 アクストリア株式会社）監査役 2020年12月 株式会社アベックス監査役（現任） 2024年3月 株式会社レディーバード監査役（現任） 2024年4月 セレンディップ・ロボクロス株式会社監査役（現任） 2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） 2024年12月 エクセル株式会社監査役（現任） 2025年7月 株式会社サーテックカリヤ監査役（現任） 2026年1月 セレンディップ・オートモーティブ株式会社監査役（現任）	1,316株
【選任理由】 西山一彦氏は、当社グループにおけるファイナンスでの豊富な経験や幅広い見識を有していることに加え、2018年6月より当社常勤監査役を務めるなど、監査に関わる専門的業務に精通していることから、監査等委員である取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	むら まつ たか お 村 松 高 男 (1953年10月1日)	1979年4月 東京国税局入局 1988年4月 東京地方検察庁特捜部主任捜査官 1991年7月 国税庁調査査察部査察官 1998年7月 国税庁調査査察部主査 2003年7月 渋谷税務署副署長 2005年7月 東京国税局査察部統括国税査察官 2009年7月 大阪国税局首席監察官 2010年7月 国税庁首席監察官 2012年7月 名古屋国税局総務部長 2013年6月 高松国税局長 2014年10月 税理士登録 村松税理士事務所所長 (現任) 2016年3月 当社社外監査役 2016年6月 グロープライド株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年4月 ベステラ株式会社社外取締役(監査 等委員) (現任) 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現 任)	—
選任理由及び期待される役割の概要 村松高男氏は、過去に社外役員となること意外の方法で直接経営に関与した経験はありませんが、税務及び会計に関する豊富な経験・見識を有しており、その豊富な経験・見識をもって取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくため、監査等委員である取締役候補者としております。			
3	やまぐち つよし 山 口 豪 (1959年1月8日)	1984年4月 日産自動車株式会社入社 2008年4月 同社執行役員 2014年4月 同社副社長執行役員 2023年6月 当社社外取締役 2024年5月 株式会社五十嵐電機製作所社外取締 役(監査等委員) (現任) 2024年6月 将来宇宙輸送システム株式会社社外 取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現 任)	—
選任理由及び期待される役割の概要 山口豪氏は、長年にわたり自動車産業における研究開発部門に携わり、電気自動車、自動運転、コネクティッド・カー&サービス、ソフトウェア&サービスプラットフォーム、カーボンニュートラルなどの技術の戦略構築及び開発に関する豊富な経験と知見を有しております。その豊富な経験・見識をもって取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくため、監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
4	はしづめ みね 橋詰 水音 (1980年7月8日)	2009年1月 最高裁判所判事補任官 京都地方裁判所 2012年4月 大阪法務局訴務部(出向) 2014年4月 最高裁判所判事補任官 静岡地方裁判所浜松支部 2016年7月 大阪家庭裁判所 2019年1月 最高裁判所判事任官 2019年4月 さいたま地方裁判所 2022年3月 弁護士登録 レックス法律事務所(現 TXL法律事務所)(現任) 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	—
選任理由及び期待される役割の概要 橋詰水音氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、法律に関する豊富な経験・見識を有しており、その豊富な経験・見識をもって取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくため、監査等委員である取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村松高男氏、山口豪氏及び橋詰水音氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村松高男氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
山口豪氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
橋詰水音氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。4氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による違法行為や、法令に反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等が発生した場合を除く)。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 村松高男氏、山口豪氏及び橋詰水音氏は現在、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、3氏の再任が承認された場合は、再任後も3氏を独立役員とする予定であります。

取締役候補者 スキルマトリックス

氏名	現役職	独立役員	企業経営	戦略・ マーケ	M&A ・投資	人事・ 人材育成	財務・ 会計	法務・ リスク	技術・DX	グローバル
竹内 在	代表取締役CEO		●	●	●	●		●	●	●
高村 徳康	取締役CIO		●		●		●			
北村 隆史	取締役CFO		●		●	●	●			
西山 一彦	取締役 (常勤監査等委員)				●			●		
村松 高男	取締役 (監査等委員)	●					●	●		
山口 豪	取締役 (監査等委員)	●	●						●	●
橋詰 水音	取締役 (監査等委員)	●						●		

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

当社は、2025年6月25日開催の第20回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）につきご承認いただき今日に至っております。当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、金銭報酬の額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき実施いたします。

また、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社

取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割当てする予定です。

第5号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

当社は、2025年6月25日開催の第20回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）につきご承認いただき今日に至っております。当社は、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、金銭報酬の額とは別枠として、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内として設定したいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき実施いたします。

また、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）は1名となります。

記

当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、

当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対して割当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様
の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員で
ある取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新
株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いす
るものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2021年6月28
日開催の第16期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額
200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、とすることをご承認い
ただき、今日に至っております。

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様
の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、金銭報酬の額とは別枠にて、
取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の
額を年額100,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものでありま
す。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してス
tock・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当て
日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の
総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当て日における新株予約権1
個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のため
に一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は3名となります。

**2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な
内容）**

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上
限は、6,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目
的である株式の数の上限は600,000株とする。なお、新株予約権の目的である株
式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、
「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割（当社普通
株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式に
より調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該

時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当て日の終値に1.05を乗じた金額（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、割当て日の終値に1.05を乗じた金額を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後8年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第7号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）
に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2018年6月21日開催の第13期定時株主総会において、監査役に対する金銭報酬として、年額20,000千円以内、とすることをご承認いただき、今日に至っております。

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当て日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当て日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）は1名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、600個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は60,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該

時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当て日の終値に1.05を乗じた金額（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、割当て日の終値に1.05を乗じた金額を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後8年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

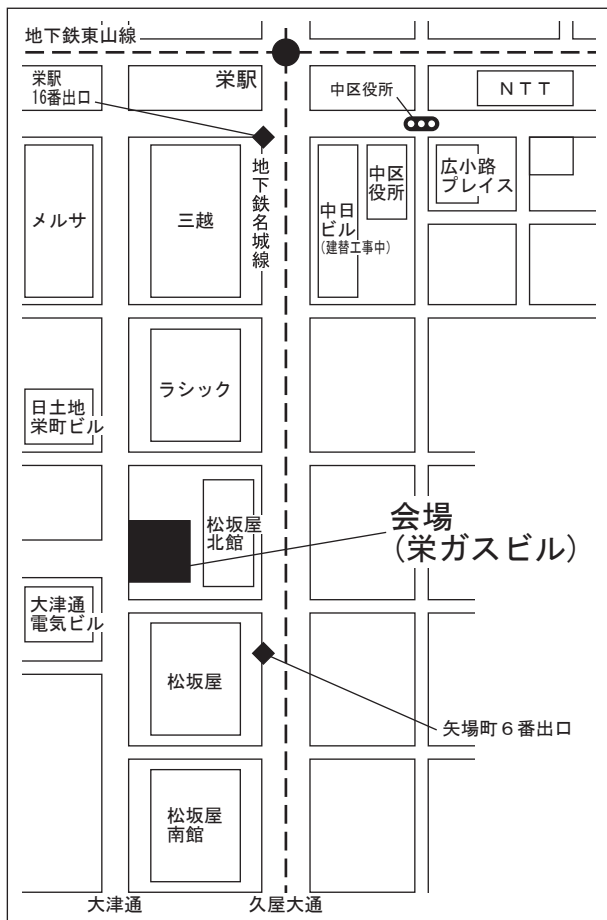
(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール



- 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口から西へ2分
- 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 16番出口から南へ4分

※ 駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。